

政策カルテ

1. 政策の位置づけと目標

			主管課	環境政策課
政策の柱	Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために	取組の基本方向	「脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する」ため、市民の環境を守る意識を高め、行動につなげるための「環境保全行動の推進」、温室効果ガスの排出を抑制するための「地球温暖化対策の推進」、限りある資源の有効活用を図るための「ごみの発生抑制、減量化、資源化の推進（3R運動の推進）」、廃棄物処理における環境負荷を最小限に抑えるための「廃棄物の適正処理の推進」、公害などの快適な生活を阻害する要因を未然に取り除くための「良好な生活環境の確保」に、重点的に取り組みます。	
政策名	1 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	政策目標	市民、事業者、行政が一体となって脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会をつくっています。	

2. 政策を取り巻く環境と進捗状況

① 政策を取り巻く環境	国・県等の動向	<p>（国）・環境配慮行動に関する国民運動「チャレンジ25キャンペーン」を展開中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策に寄与する補助制度や減税措置等を行っている。 ・廃棄物分野での温暖化対策を推進するための交付金制度の改善、強化が図られている。 ・資源の利活用に向けた推進方針を明確化した。 ・法規制を強化するとともに、大気汚染の原因物質の排出規制等を行っている。 <p>（県）・「とちぎ環境立県戦略」を策定し、環境配慮行動に関する各主体の行動指針を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の方針に基づき、レジ袋の有料化に取り組んでいる。 	<p>② 構成する施策に関する市民意識調査結果</p> <p>【凡例】 1. 環境保全行動 ◆ 2. 地球温暖化対策 ▲ 3. 3Rの推進 ● 4. 廃棄物適正処理 ■ 5. 良好な生活環境 ★</p>	政策指標（単位）						H19：基準	H20	H21	H22	H23	H24：目標	進捗状況 (%)
	外部意見その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会定例会における一般質問や環境審議会における委員の意見では、環境学習の推進や地球温暖化対策に関する取組を積極的に推進するよう要望されている。 ・環境審議会において大気汚染や騒音など広域対応が求められるものについては、国・県と連携した施策の推進が必要であると指摘されている。 ・ごみの発生抑制、減量化、資源化に対する市民の意識は、「もったいない運動」の展開などによって高まっている。 		指標① （総合計画に基づく指標）	環境にやさしい社会が形成されてきていると感じている市民の割合	34.8%	35.2%	38.7%					47.0%	82.3%		
				指標②												
				指標③												

3. 政策の評価

④ 現状と課題の分析	成果が見られる点	<p>政策指標について、対前年度比の割合が昨年の0.4ポイント上昇から今年度3.5ポイントの上昇となり、目標値達成へのスピードが加速しており、政策全体の成果も上がっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みやエコ園認定制度」の創設により、モデル園3園を認定するなど、幼児環境学習の推進が図られた。 ・住宅用太陽光発電システムの設置補助件数が大幅に増加するとともに、新規に実施した高効率給湯器等の補助件数も予想を上回ったことから、市民の地球温暖化対策への意識は高まっていると考えられる。 ・資源物以外のごみの排出量（1人1日当たり）は、3Rの推進する事務事業の展開により、目標値を達成する見込みである。 ・大気や水の汚染など、目標を定め、計画的に環境監視や立入検査を実施し、また、着実に各事業を進めることにより施策指標についても目標を達成している。 	⑤ 今後の取組方針	総論	<p>本市が「脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する」ためには、環境を取り巻く社会情勢の変化などの動向に対応しながら従来の取組を継続するとともに、「環境保全行動の推進」、「地球温暖化対策の推進」、「3Rの推進」については、環境分野にとどまらず他分野との連携した取組を行い、市民に対する意識啓発を更に強化する。</p> <p>「廃棄物の適正処理の推進」、「良好な生活環境の確保」については、広域での国や県との連携を図るとともに、「不法投棄未然防止推進計画」、「生活環境保全推進計画」に基づき、各施策・事業を効果的・効率的に進める。</p>
	改善の必要な点	<p>市民意識調査における施策が重要と認識している割合が7～8割であるのに対し、満足している割合が概ね2～3割という現状であり、市民に対する効果的な周知啓発や各事業の「見える化」が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「もったいない運動」においては、「もったいないの約束」の制定やイベントの開催をきっかけに、今後は運動の賛同者登録制度を利用して、市民運動として定着化を図る。 ・市民の新エネルギー・省エネルギー機器の普及を図るため、様々な視点から検討を行う。 ・資源物以外のごみ排出量（1人1日当たり）の更なる減量化・資源化を図るため、生ごみの減量化やレアメタルなどの枯渇資源の資源化施策の調査・研究を行う。 ・不法投棄件数を減少させるため、監視体制の強化等の対策を市民と協働して推進する。 ・環境基準等が未達成のものがあることから、監視体制や発生源対策を充実させるほか、宇都宮市環境協定締結の維持・拡大や環境情報システムの整備を推進する。 		重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・「もったいない運動」については、引き続き市民会議を支援しながら市民への意識啓発を進める。 ・一般家庭におけるCO2削減を図るため、補助を行った太陽光発電システムの設置等ももとより、その他の新エネルギー・省エネルギー機器等の導入を促進する方策の検討を行う。 ・平成22年度から実施している「プラスチック製容器包装」の新分別を徹底するため、地域での講習会や出前講座などの分別強化推進事業を引き続き行う。また、生ごみやレアメタルなど新たな減量化・資源化施策について調査研究を行う。 ・不法投棄発生件数については、住民主体の監視体制の整備など、更なる不法投棄の削減に向けて市民と連携して取り組む。一般廃棄物処理基本計画については、新分別収集などの施策成果を踏まえたごみ量の推計を行い、新たな減量化資源化施策や施設整備の考え方を盛り込んだ新たな計画の策定を行う。 ・大気や水の汚染等について、大気の調査地点を増やし監視の充実を図るとともに、法規制がかからない工場・事業場へも管理意識の啓発を進める。

4. 政策を構成する施策一覧

No.	施策名	施策の達成状況				施策の二次評価		市民の意識			
		施策の指標 (上段:総合計画に基づく指標) (下段:その他の指標)	H19:基準	H21	H24:目標			進捗状況	満足度	重要度	
1	環境保全行動の推進	家庭版環境ISO認定家庭数	827	1,342	2,000	67.1%	総論	環境保全に関する事務事業は、概ね目標を達成しているため、環境を取り巻く社会情勢などの動向に対応しながら効果的に事業を推進していくこと。	25.9%	70.0%	
							重点事業				「もったいない運動」の推進については、市民会議が主体となるため、市民会議を支援しながら市民への意識啓発を進める。また、幼児期からの環境学習は重要であるため、取組の優れた園の認定を継続すること。
							見直し事業				環境絵画展の開催については、もったいない運動の一環として今後は市民会議が主体となるため、市民会議と協議しながら見直しを図ること。
2	地球温暖化対策の推進	市民1人当たりの温室効果ガス削減割合 (排出量 t)	2.70	2.70	2.25	83.3%	総論	「宇都宮市地球温暖化対策地域推進計画」に掲げる「地球温暖化対策の推進」に関する目標を達成するため、従来の取組を継続し、交通・産業・農業・緑化などの各分野とも連携した横断的な取組を行い、市民への意識啓発に関する施策を更に積極的に実施すること。	23.9%	74.8%	
		1事業者当たりの温室効果ガス削減割合 (排出量 t)	145.30	145.30	121.10	83.3%	重点事業	他の部門と比較して遅れている民生部門のCO2削減を進めるため、太陽光発電システム等のほか、新エネルギー・省エネルギー機器等の導入を促進させる方策の検討を行うこと。			
							見直し事業	「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」については、申請方法や対象条件などについて効果的・効率的な制度となるよう見直しを行うこと。			
3	ごみの発生抑制、減量化、資源化の推進 (3Rの推進)	市民一人1日あたり資源物以外のごみ排出量 (g)	935	882	792	89.8%	総論	ごみの減量化・資源化の推進には、市民・事業者の理解と協力が必要なため、さらに意識啓発に取り組むこと。また、さらなる減量化・資源化を図るため、新たな施策を検討するなど、積極的に取り組むこと。	36.2%	82.2%	
							重点事業				循環型社会の構築を目指すため、生ごみやレアメタルなど新たな資源化施策について検討を進めること。
							見直し事業				社会科補助教材配付事業において、学校により取組み状況が異なるようなので、その利用実態を調査し、より効果的、効率的な手法について検討すること。
4	廃棄物の適正処理の推進	不法投棄発生件数	735	671	400	59.6%	総論	現在、一般廃棄物の収集、処理、最終処分等は、適正に行われている一方で、不法投棄発生件数については、目標値までの減少を達成していない。今後とも適正処理を推進するため、施設の老朽化や社会情勢の変化に合わせて、施設の修繕・整備工事を計画的に実施するとともに、施設の効率的、効果的な処理体制のあり方について検討していくこと。また、不法投棄対策については、市民協働の取組により一定の成果を挙げているところであるが、平成21年度に策定した「第2次不法投棄未然防止推進計画」に基づき更なる未然防止策を推進し、不法投棄の削減に努めていくこと。	22.1%	75.1%	
							重点事業				不法投棄発生件数が依然として高い水準にあることから、住民主体による不法投棄監視体制の整備など、更なる不法投棄の削減に向けて、市民と連携しながら取り組んでいくこと。一般廃棄物処理基本計画については、新分別収集などの施策成果を踏まえたごみ量の推計を行った上で、新たな減量化資源化施策や施設整備のあり方などを盛り込んだ計画を策定すること。
							見直し事業				し尿処理施設整備 (東横田清掃工場) については、汚泥焼却施設が老朽化し処理能力が低下しているため、汚泥処理のあり方について見直しを図ること。
5	良好な生活環境の確保	工場・事業所数に対する公害苦情件数の割合 (%)	3.8	3.3	2.7	81.8%	総論	「良好な生活環境の確保」を図るため、環境基準等の達成状況を踏まえた上で、環境監視体制や発生源対策の充実など「宇都宮市生活環境保全推進計画」に基づき、国や県と連携を図りながら、各種施策事業を総合的かつ計画的に推進すること。更に、計画の横断的な取組である宇都宮市環境協定の維持・拡大を図るため、事業者支援策を充実するとともに、市民・事業者への情報提供や的確な指導を図るため環境情報システムの構築を進めること。	30.7%	80.9%	
							重点事業				光化学オキシダントについて、調査地点を増やし監視の充実を図るとともに、揮発性有機化合物 (VOC) 排出工場・事業場について、適正管理のために、法規制のかからない工場・事業場へも管理意識の啓発を進めること。また、大気汚染防止法や水質汚濁防止法改正の動向に呼应し、自主測定に関するガイドラインの策定を検討し、事業者への的確・確実な指導を図ること。更に、宇都宮市環境協定については、継続的な事業者支援策について検討した上で、締結の維持・拡大を図るとともに、環境情報システムについては、環境関連法令に基づく届出内容を電子管理化し、市民・事業者への迅速な情報提供や事業者に対する的確・確実な指導を実施すること。
							見直し事業				環境調査について、法改正等の国・県の動向を踏まえながら効率的・効果的な監視手法等を検討すること。